

第4次長崎県食育推進計画（素案）

令和3年度～令和7年度

電子申請によりご意見を提出される方は、
下のQRコードをスマートフォン等で読み取り、
専用のフォームからご意見をご提出ください。



長崎県

= 目 次 =

第1章 食育の推進に向けて	1
第1節 策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の期間	5
第2章 食をめぐる現状と課題	6
第3章 食育推進の基本的な考え方	12
第1節 基本的な方針	13
第2節 関係者の役割	14
第3節 ライフステージ別に見る食育	15
第4章 目指す方向性と施策の展開	18
第1節 感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育	19
1. 食の楽しさの実感	19
(1) 共食や調理実習等を通じた普及	
2. 食に対する感謝	19
(1) 農漁業体験、生産者との交流等を通じた普及	
(2) 食品ロス削減に向けた取組の普及	
第2節 健康長寿につながる食育	21
1. 基本的な食習慣の習得	21
(1) 健康長寿を目指す啓発	
(2) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の啓発	
(3) 野菜摂取を心がける食事の啓発	
(4) 口腔機能の重要性の啓発	
2. 若い世代への望ましい食習慣の啓発	23
(1) 朝食欠食の減少に向けた啓発	
第3節 食に関する理解を深めるための食育	25
1. 食の安全・安心に関する理解促進	25
(1) 正しい情報の提供とリスクコミュニケーションの推進	

2.	環境に配慮した食生活	25
	(1) 食品廃棄物の発生抑制と食品リサイクル促進	
3.	災害時に備えた食育	26
	(1) 平時における取組の普及	
第4節	長崎県の特徴ある食文化の継承	27
1.	郷土料理や地産地消への関心	27
	(1) 学校での教科や給食を通じた普及	
	(2) 地域における伝承や体験を通じた普及	
	(3) イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及	
第5章	県民運動としての推進	29
第1節	食育推進の基盤強化	30
1.	推進体制	30
2.	市町や関係機関及び団体等との連携	30
第2節	人材の育成と関係機関等への支援	31
1.	食育担当者のスキルアップ支援	31
2.	食育を推進するボランティア活動への支援	31
3.	関係機関等への支援	32
第3節	県民への情報提供の充実	33
1.	多様な媒体を活用した情報提供	33
2.	様々な場面での情報提供	33

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37



第1章

食育の推進に向けて

第1節 策定の趣旨

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く営みであることから、食育は生きる上での基本であり、子どもはもちろん、大人にとっても大切です。

しかし、現代の社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養といったエネルギー摂取による問題や朝食の欠食、野菜摂取不足、食塩の過剰摂取など、食に関する課題も多様化しています。

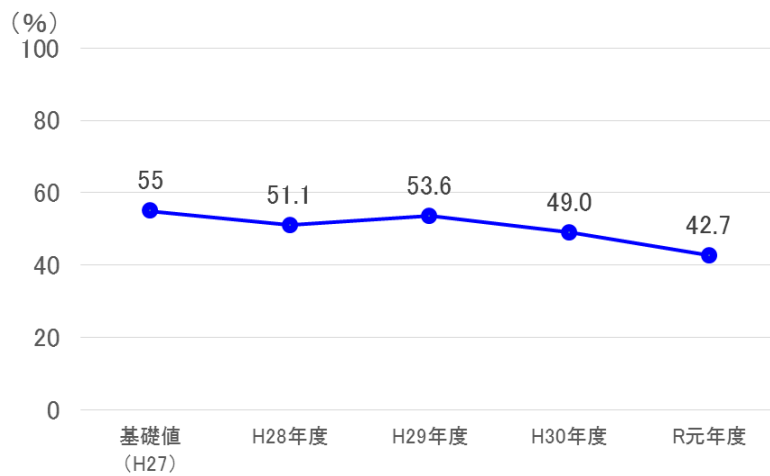
こうした中、長崎県では、平成18年度に「長崎県食育推進計画」、平成23年度に「第二次長崎県食育推進計画」、さらに平成28年度には「第三次長崎県食育推進計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまでの三次にわたる計画の推進により、県民の農林漁業体験や郷土料理等、「食」に触れる機会は増えています。一方で、食に関心をもっている県民の割合や、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をほぼ毎日とる人の割合は年々減少傾向にあります。また、小・中学生や成人の朝食摂取率は、毎年横ばいの傾向にあります。

長崎県では、これまでの食育の取組で明らかになった課題や国の食育推進基本計画をふまえ、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた目標を掲げ、令和3年度からの食育を推進するための計画を策定することとしました。

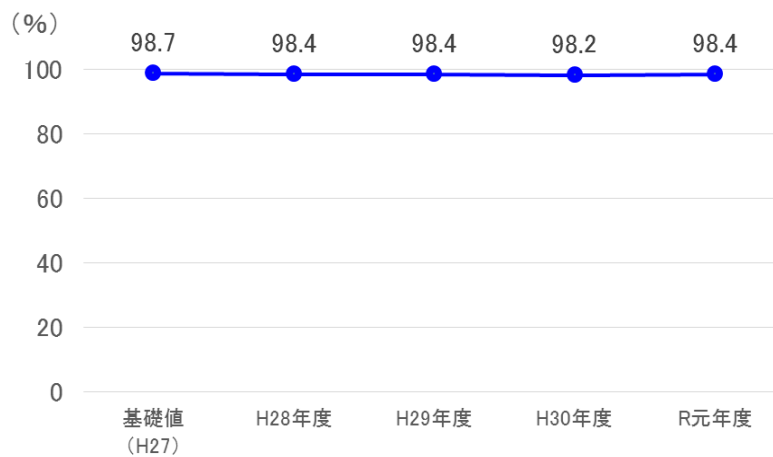
なお、本計画は、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

- 1 ●主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合
 2 (資料：第三次長崎県食育推進計画に係る数値目標の進捗)



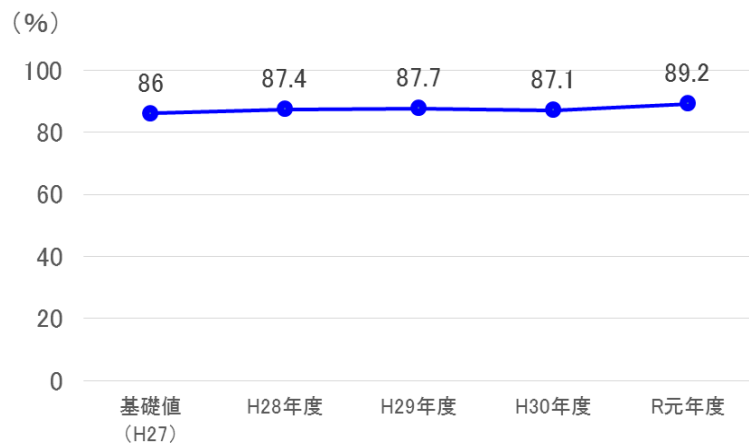
3
4

- 5 ●小・中学生の朝食摂取率 (資料：第三次長崎県食育推進計画に係る数値目標の進捗)



6
7

- 8 ●成人の朝食摂取率 (資料：第三次長崎県食育推進計画に係る数値目標の進捗)



9

SDGs（持続可能な開発目標）について

- 「SDGs（持続可能な開発目標）Sustainable Development Goals」は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17の持続可能な目標と169のターゲットで構成されています。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む2030年までの達成を目指す国際社会全体の目標です。
- 17の持続可能な目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標は、食育の推進によって貢献が可能であると考えられます。
- SDGsの理念は、本計画の施策の方向性とも重なっており、県民と共に食育の推進に取り組むことでSDGsの目標達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



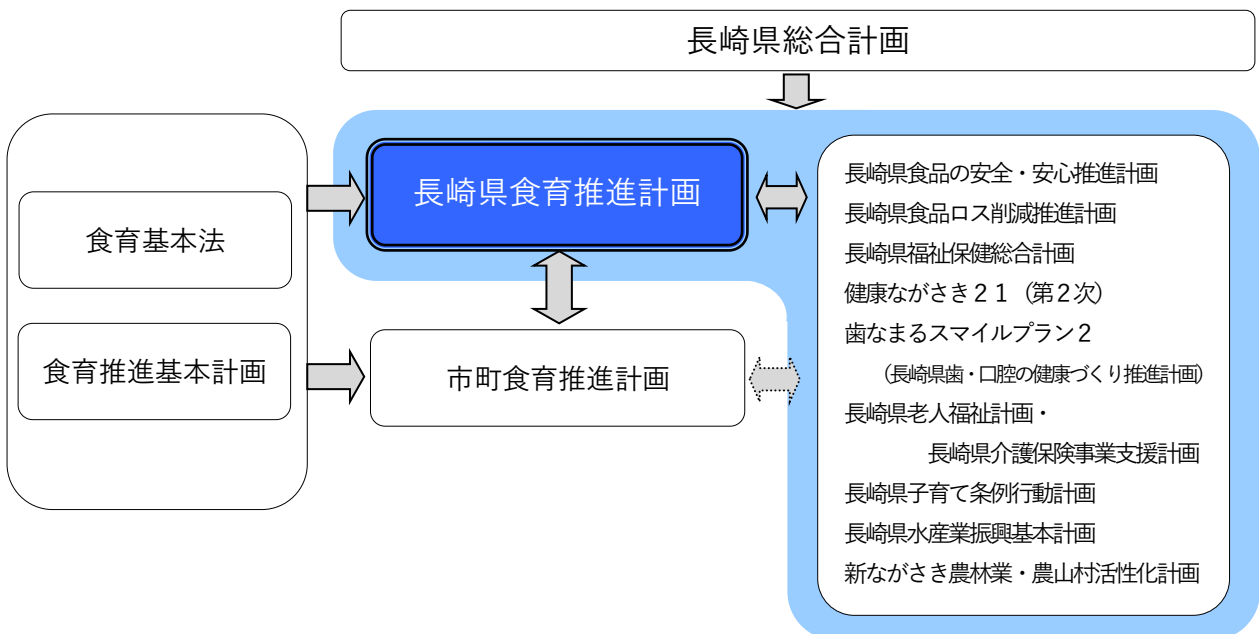
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>

第2節 計画の位置付け

この計画は、「長崎県総合計画」における「施策8 いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現」の個別計画にあたります。

また、食育基本法第17条第1項に基づき、都道府県が食育の推進に関する施策について定める「都道府県食育推進計画」に位置づけられるものです。

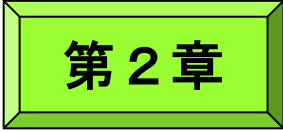
さらに、各個別計画と調和を図り、食育を県民運動として連携・協働しながら取り組めます。



第3節 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年間とします。
ただし、社会環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととします。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37



第2章

食をめぐる現状と課題

食をめぐる現状と課題

<食と健康>

本県の健康寿命は、男女とも全国平均を下回っています。また、生活習慣などを表す数値は、全国と比較しても決して良好ではありません。特に血圧の高さの平均値は全国でも高い水準であり、血圧を抑えるために重要とされる野菜や食塩の摂取量など、食習慣に関する課題も抱えています。

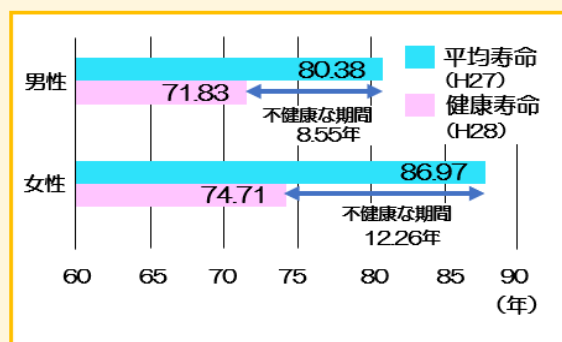
このような中、本県では食育に関する各種取組を実施していますが、食に関心を持っている県民の割合は年々減少しています。生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るためにも食への関心を高め、健全な食生活を実践することが必要です。

●長崎県民の特徴や課題（資料：のぼそう健康寿命リーフレット（長崎県）、健康ながさき21（第2次））

■長崎県民の健康寿命（H28）

男性：71.83年（全国平均72.14年、全国30位）

女性：74.71年（全国平均74.79年、全国28位）



■血圧の高さ（全国ワースト）

収縮期血圧(H28)	男性2位 女性1位
------------	-----------

■血圧を抑える取組（全国ワースト）

野菜摂取量(H28)	男性6位 女性9位
------------	-----------

歩行数(H28)	男性14位 女性34位
----------	-------------

健診受診率(H29)	5位(特定健診)
------------	----------

■疾病による入院患者数（全国ワースト）

心疾患(H29)	6位
----------	----

高血圧性循環器系疾患(H29)	6位
-----------------	----

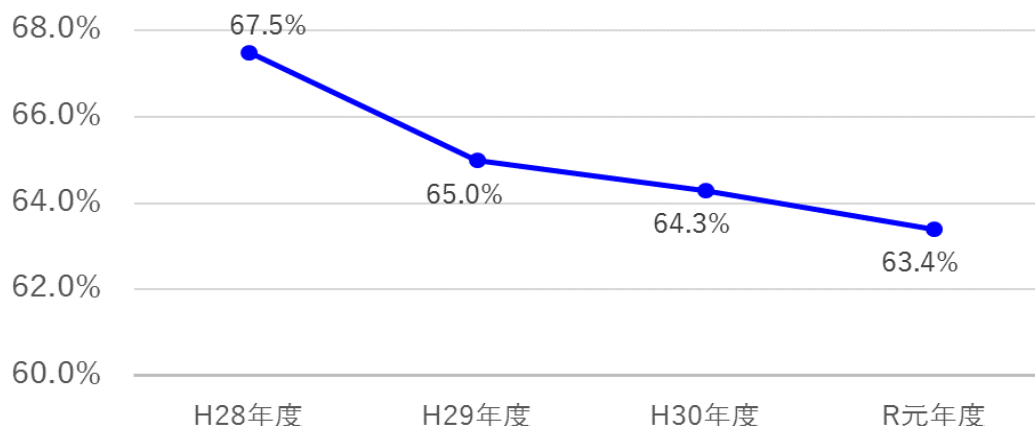
●食塩摂取量（成人1日平均摂取量）

男性10.3g	女性8.8g
---------	--------

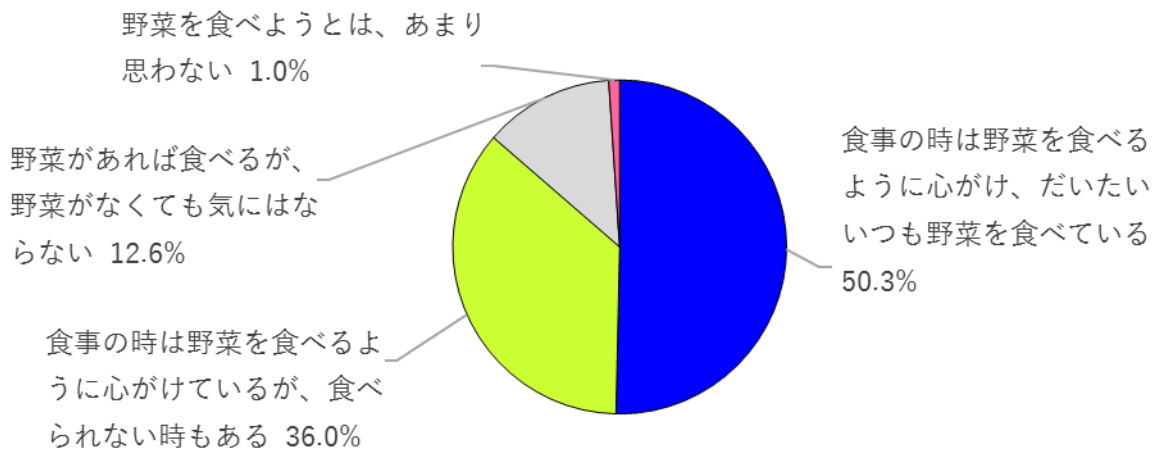
健康ながさき21（第2次）

長崎県健康増進計画「健康ながさき21（第2次）」では、目標8gとされています。

●食に関心をもっている県民の割合（資料：県民意識アンケート）



1 ●野菜摂取を心がける人の割合（資料：令和元年度 WEB 県政アンケート）

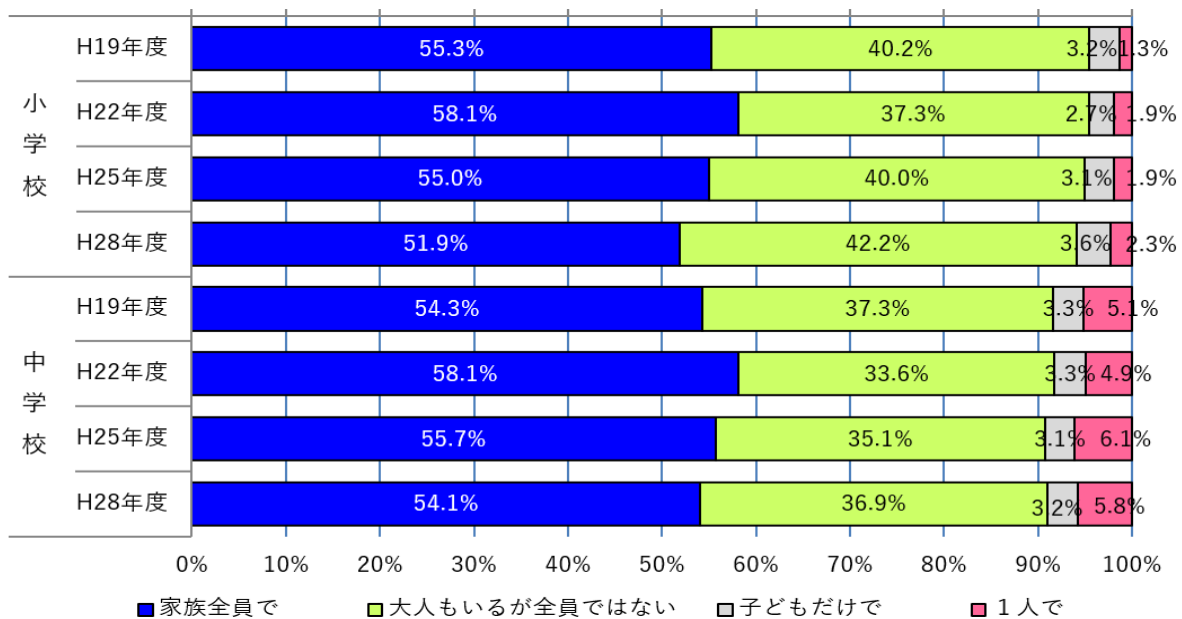


2
3 < 食と家庭 >

4 単独世帯や共働き世帯の増加など、家庭の状況や生活が多様化することにより、家
5 族全員で夕食をとる機会が平成 22 年度から減少傾向にあります。

6 家族が食卓を囲んで共に食事をとることは、いただきますやごちそうさまなどのあ
7 いさつや、箸や器の持ち方といった食事のマナーなど、食に関する基礎を伝え・習得
8 するための食育の原点ともいえる重要な場面です。そのため、家族等と一緒に食事
9 とりながら様々なコミュニケーションを図ることのできる共食を推進していく必要
10 があります。

11
12 ●小・中学生の夕食摂取の状況（資料：平成 28 年度長崎県食事と生活、心についてのアンケート調査）



13

1 < 食と地域 >

2 本県は、海と山に囲まれ、離島も多く有し、地域ごとに豊かな海産物や農産物の食
3 材があります。これらの食材が地域の気候風土と結びつき、様々な郷土料理が作られ、
4 食されてきました。

5 郷土料理は各地域の自然や歴史、文化、産業等に関する理解を深めることにもつな
6 がるため、引き続き、後世に継承していく必要があります。

7

8 < 食への感謝 >

9 食品の種類及び購入形態が多様化し、調理に便利な食材が簡単に手に入るようにな
10 るなど、食生活が豊かになる一方で、食材の本来の姿や収穫されてから消費者の手に
11 渡るまでの過程がわかりにくくなっています。日々の食生活が、自然の恩恵のうえに
12 成り立ち、食べるという行為が動植物の命を受け継ぐということ、食事に至るまでに
13 生産者をはじめとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることに対して、感謝
14 の念や理解の深まりがあらためて必要とされています。

15

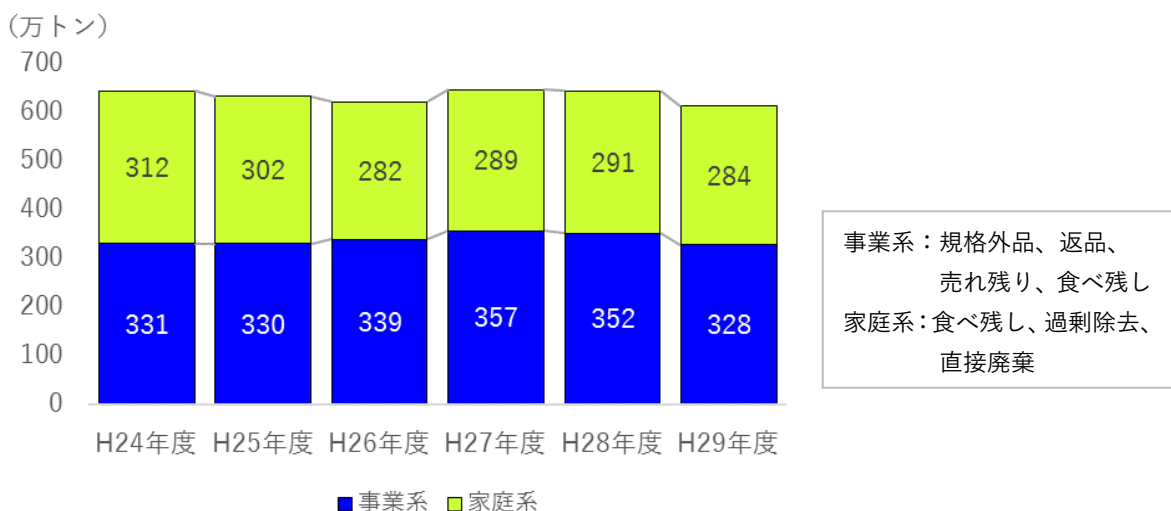
16 < 食料自給率と食品ロス >

17 わが国は、食料の多くを輸入に頼っている一方で、本来食べられるにもかかわらず
18 廃棄されている食品ロスの問題があります。

19 食品ロスは、SDGsにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題と
20 なっており、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携しながら、食品ロス削減に向
21 けた取組を行う必要があります。

22

23 ●食品ロス量の推移（資料：農林水産省ホームページ）



24

1 < 食品に対する信頼 >

2 食品への関心が年々高まる中、インターネットやソーシャルネットワーキングサービ
3 ス（SNS）等の普及により、食の安全・安心に関する様々な情報が氾濫し、また、誰
4 でも手軽に情報を発信することができるようになりました。これらの中には、食品の安
5 全性に対して科学的根拠に乏しいものや、偏った情報をもとに危険性を煽るものなども
6 多く存在しています。

7 健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方等について基礎的な知識を持ち、
8 その知識を踏まえて行動に移すことが必要です。

9

10 < 若い世代の食育 >

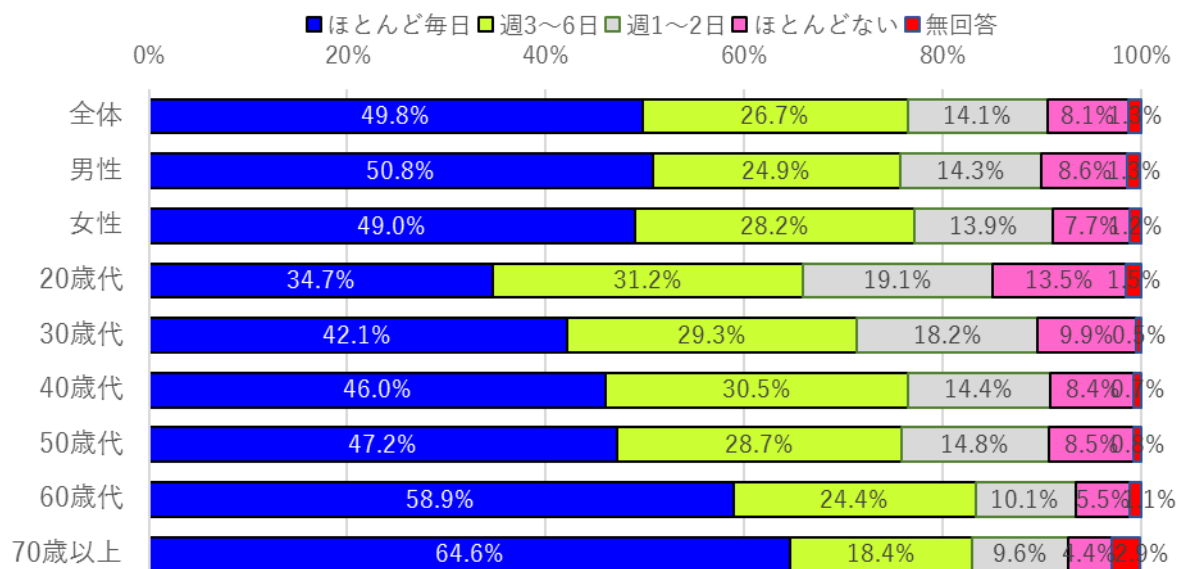
11 20歳代から30歳代の若い世代は、栄養バランスに配慮した食事や朝食の摂取頻度
12 が低いなど、他の世代より課題を多く抱えています。これから親になる世代でもある
13 ことから、自らの問題として認識し、実践につなげることが重要です。

14 特に、大学生は一人暮らしをはじめたり、生活時間帯の大きな変化がある時期であ
15 り、社会人となることに向けて生活スタイルやリズムを身につけていく必要があります。
16

17

18 ●主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合

19 (資料：平成28年度長崎県生活習慣状況調査)

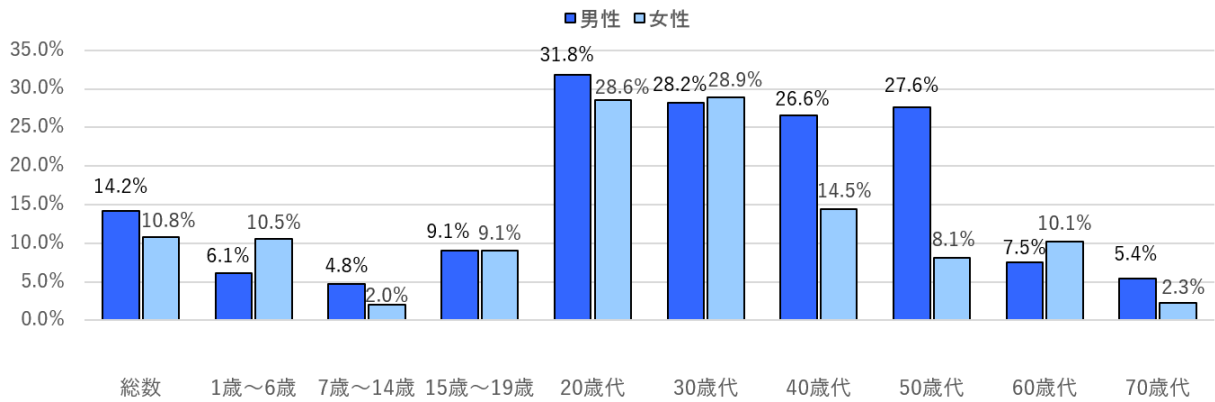


20

21

22

1 ●朝食欠食の割合（資料：平成28年度長崎県健康・栄養調査）



- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



第3章

食育推進の基本的な考え方

第1節 基本的な方針

この計画は、県民の「健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現」を目指します。

その達成のために、「感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育」、「健康長寿につながる食育」、「食に関する理解を深めるための食育」、「長崎県の特徴ある食文化の継承」の4つの方向性に沿い、それぞれの施策を展開していきます。

また、多様な関係者と連携・協働して食育推進の基盤を強化し、食育活動をさらなる県民運動として展開します。



出典：農林水産省 Web サイト (https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/guide/pdf/01_jp_guide.pdf)

第2節

関係者の役割

1. 県民の役割

県民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努力する役割があります。

2. 県の役割

県は、食育の推進に関し、国、市町、関係団体との連携を図りつつ、本県の課題に応じた施策を策定し、実施する役割があります。

3. 教育関係者等の役割

教育並びに保育、介護その他の福祉、医療、保健の関係者、関係機関及び関係団体には、食に関する関心及び理解を促進するうえで重要な役割があることから、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努める役割があります。

4. 農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する県民の関心及び理解を促進するうえで重要な役割を果たすことから、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、県民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努める役割があります。

5. 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、県や市町が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

第3節

ライフステージ別に見る食育

食育を県民運動として推進し、成果を挙げるためには、県民一人ひとりが食育に関心を持ち、自ら実践を心がける必要があります。

本県においては、各ライフステージの特徴をふまえ、6つのライフステージに分けて、ポイントと目標を明確にし、生涯を通じた食育の取組を推進します。

乳幼児期（おおむね0～5歳）

ポイント 望ましい食習慣の基礎づくり

- ・規則正しい生活リズム、望ましい食習慣、歯磨き習慣など健やかな体づくりの基礎を身に付ける。
- ・家族や友達等と一緒に食事をしたり、食事づくりなどの体験を通じて、食べ物に興味や関心を持ち、共食や食べること、食事づくりの楽しさを感じ、食事のマナーを身に付ける。
- ・成長や発達に応じて、たくさんの食べ物に出会い、よく噛んで素材本来の味を感じることで味覚を育てる。

小・中学校期（おおむね6～15歳）

ポイント 望ましい食習慣の基本知識の習得と体験

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」を日々実践することで、規則正しい生活のリズムと望ましい食習慣を身に付ける。
- ・家族や友達等と一緒に食事をするすることで、共食や食べる楽しさを感じる機会を増やし、「いただきます」「ごちそうさま」などの食事のあいさつの意味を知ること、食べ物への感謝の気持ちと食事のマナーを身に付ける。
- ・日常の食事や地場産物、旬の食材、郷土料理等を通して、食事の重要性や栄養バランス、食文化等について理解するとともに、調理の基礎を身に付ける。

1 高等学校期（おおむね 16~18 歳）

2
3 ポイント 望ましい食習慣の実践に向けた自己管理能力の習得

- 4
5 ・自分の健康に興味や関心を持ち、今までに身に付けた食に関する知識を活用し、望
6 ましい食習慣を実践する。
7 ・地産地消や郷土料理、行事食、食品ロス削減など、食文化や環境について関心を深
8 め、体験などを通じて知識や調理技術を身に付ける。
9 ・進学や就職に向け、自己の健康管理に必要な栄養のバランスや安全な食品を選択す
10 る力と調理技術を身に付ける。

11
12
13 青年期（おおむね 19~39 歳）

14 ポイント 望ましい食生活の実践

- 15
16
17
18 ・生活リズムを整え、朝食を食べる食生活を習慣化する。
19 ・自分の健康に関心を持ち、生活習慣病の予防のための適正な食事量や栄養バランス
20 等、食生活に関する正しい知識を入手し実践する。
21 ・食（家庭食や郷土料理、行事食、地産地消、食品ロス削減等）についての知識や意
22 識を高め、家庭での食育に取り組む。

23
24 壮年期（おおむね 40~64 歳）

25 ポイント 健康を維持するための食生活の実践

- 26
27
28
29 ・生活習慣病の予防のために、主食・主菜・副菜をそろえたバランスの良い食事に努
30 め、減塩等の健康状態にあわせた食生活に取り組む。
31 ・地域活動等に参加し、郷土料理、地産地消、食品ロス削減に関する知識や意識を高
32 める。

1 高齢期（おおむね65歳以上）

2
3 **ポイント** 元気でいきいき暮らすための食生活の実践

- 4
- 5 ・フレイルの予防のため、主食・主菜・副菜がそろった食事に努め、よく噛んで食べ
 - 6 ることなど健康状態にあわせた食生活に取り組む。
 - 7 ・郷土料理や行事食など食文化に関する豊富な知識と経験などを子どもや孫、地域の
 - 8 方々に継承することで、次世代の食育に取り組む。
 - 9 ・家族や友人等との共食や、住み慣れた地域における食を通じた交流により、元気で
 - 10 いきいきと輝く自分らしい生活をおくる。
- 11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37



第4章

目指す方向性と施策の展開

第1節

感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育

食は、健全な心と豊かな人間性を育みます。

食卓を囲んで家族や友人とコミュニケーションを図る共食は、食の楽しさを実感することに加え、生活のリズムや食事のマナーなど食や生活に関する基礎を習得する場となります。

一方、体験活動や地産地消の取組を通じた生産者と消費者との交流は、食への感謝の心や食の大切さ、食品ロスの削減、農林漁業や地域産業への理解と関心を深める絶好の機会となります。

共食や様々な体験活動等を通じて、感謝の気持ちの醸成に向けた取組を進めます。

1. 食の楽しさの実感

(1) 共食や調理実習等を通じた普及

- 食べることや調理の楽しみ等を体験するための幼児期を中心とした体験型の食育の取組を支援します。【こども未来課】
- 家庭教育について学ぶ機会となる「ながさきファミリープログラム」の活用を推進し、保護者等を対象に共食の重要性について啓発します。【生涯学習課】
- 基本的な食習慣を形成し、豊かな生活を送ることができるよう、家族や友人等と食卓を囲む機会を増やすことを推進します。【食品安全・消費生活課】

2. 食に対する感謝

(1) 農漁業体験、生産者との交流等を通じた普及

- 食事の提供や食材に関する学びを通して、食への関心と理解を深め、感謝の念を育むための取組を支援します。【こども未来課】
- 漁業体験や生産者との交流等、水産物やその生産者等への感謝の念を育むための取組を支援します。【漁政課、水産経営課、水産加工流通課】
- 農業体験、酪農体験や生産者との交流等、農畜産物やその生産者等への感謝の念を育むための取組を支援します。【農山村対策室、畜産課】

1 (2) 食品ロス削減に向けた取組の普及

- 2
- 3 ○毎日の給食で食べ残しをせず、自分に必要な量をしっかり食べることができる
4 よう指導を行います。6月の食育月間や1月の給食週間、関連する教科において
5 「食品ロス」について学習します。 【体育保健課】
- 6
- 7 ○食品ロス削減などに取り組むNPO・ボランティアに対して、相談・助言・情
8 報提供等を行います。 【県民生活環境課】
- 9
- 10 ○食品関連事業者に対して、食品ロス削減に向けた製造・販売の工程管理等の啓
11 発や消費者の食べ残しを減らす九州食べきり協力店事業を推進します。
12 【生活衛生課、資源循環推進課】
- 13
- 14 ○食品ロス削減に関する各種講習会やイベント、ポスターコンテスト等を通して
15 消費者の意識の醸成を図ります。
16 【資源循環推進課、県民生活環境課、食品安全・消費生活課】
- 17
- 18 ○賞味期限が1年を切った災害用備蓄食料等の有効活用を図り、食品ロス削減に
19 取り組みます。 【福祉保健課】
- 20
- 21
- 22

23 《数値目標》

目標項目	基礎値 (R1)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合：%	98.5					100.0
食育の計画を作成している幼稚園の割合：%	77.5					80.0
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：%	95.0 (R2)	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第2節

健康長寿につながる食育

健全な食習慣は、健やかな身体の成長と維持に不可欠であり、健康長寿と密接に関わっています。

健康長寿を目指すためには、毎日朝食を食べること、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事、野菜摂取、適正な塩分摂取などが重要です。また、その基礎として健全な口腔機能を保つことも必要です。

基本的な食習慣の普及を通じて、健康長寿に向けた取組を進めます。

とりわけ、これからの社会を担っていく若い世代や子育て中の方々に対して、望ましい食習慣についての理解を深める取組を進めます。

1. 基本的な食習慣の習得

(1) 健康長寿を目指す啓発

- 保育所・幼稚園・認定こども園等の給食時間の活用、家庭への情報提供により正しい食習慣や食事マナーの習得を促します。【こども未来課】
- 幼児期の基本的な生活習慣や健康状態の改善等に必要な知識について、保育所・幼稚園・認定こども園等の施設職員を対象に普及・啓発します。【こども未来課】
- 各教科・領域や生きた教材である学校給食など、教育活動全体を通して食への関心を高め、地場産物等の食材や調理法等の食に関する知識や技術の習得を促します。【学事振興課、特別支援教育課、体育保健課】
- 食に関する指導の充実により、学校教育活動全体を通して食育の推進を図り、望ましい食習慣について啓発します。【義務教育課】
- 学校保健委員会等と連携した取組等により、児童生徒の食習慣に関する正しい理解の促進や望ましい生活習慣の定着に努めます。【体育保健課】
- 高校生を対象に、家庭科の授業を通して食への関心を高め、自立のために必要な食に関する知識や技術と望ましい食生活習慣を実践する力の習得を促進します。【高校教育課】
- 妊産婦や乳幼児の子を持つ保護者を対象に、各種教材を活用して基本的な生活習慣や望ましい食習慣、乳幼児期の栄養等について理解を促進します。【こども家庭課】
- 家庭教育について学ぶ機会となる「ながさきファミリープログラム」の活用を推進し、保護者等に共食や望ましい食習慣・生活習慣について啓発します。【生涯学習課】

1 ○地域における講習会等を通して、幅広い世代に対する適正な塩分摂取を含めた
2 望ましい食習慣等について理解を促進します。

3 【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】
4
5

6 (2) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の啓発 7

8 ○保育所・幼稚園・認定こども園等での食事提供を通して、乳幼児期からの主食・
9 主菜・副菜を組み合わせたバランスのとれた食生活を支援します。

10 【こども未来課】
11

12 ○学校給食摂取基準をもとに栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとと
13 もに、家庭に対しても望ましい食事について啓発します。 【体育保健課】
14

15 ○幅広い世代を対象に、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の定着など、栄養
16 バランスのとれた食生活の普及を図ります。

17 【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】
18
19

20 (3) 野菜摂取を心がける食事の啓発 21

22 ○大学生を対象に、各大学等と連携して朝食や野菜摂取等の望ましい食習慣につ
23 いて啓発します。 【食品安全・消費生活課】
24

25 ○生活習慣病予防を目的とした3MYチャレンジ活動の中で、野菜摂取量増加を
26 含めた生活改善を推進します。 【国保・健康増進課】
27

28 ○野菜摂取量増加に向けたレシピ集の作成や関係団体・企業と連携した普及啓発
29 を図ります。 【国保・健康増進課】
30
31

32 (4) 口腔機能の重要性の啓発 33

34 ○乳幼児期の健全な口腔機能の重要性について、その保護者や関係機関等を対象
35 に理解を促進します。 【こども未来課、国保・健康増進課】
36

37 ○歯と口の健康週間等の行事と関連させた献立やよくかむことの必要な献立を
38 取り入れ、給食時間や機会をとらえてかむことの大切さについて指導を行い、
39 口腔機能の重要性の普及に努めます。 【体育保健課】
40

41 ○母子保健に携わる関係者等に対し、研修等を通して、妊娠中の食生活やむし歯
42 予防等の周知を図ります。 【こども家庭課】
43

44 ○子どもから成人、高齢者の口腔機能の重要性について、関係機関との連携や普
45 及啓発を推進します。 【国保・健康増進課】
46
47

1 ○介護予防事業等を通じて高齢者の栄養及び口腔機能の向上を図ります。
2 【長寿社会課】
3

4
5
6 2. 若い世代への望ましい食習慣の啓発
7

8 (1) 朝食欠食の減少に向けた啓発
9

10 ○県内大学と連携して朝食の摂取に向けた検討会を開催し、望ましい食習慣につ
11 いて啓発します。 【食品安全・消費生活課】
12

13 ○妊産婦や乳幼児の子を持つ保護者を対象に、各種教材を活用して基本的な生活
14 習慣や望ましい食習慣、乳幼児期の栄養等について理解を促進します。(再掲)
15 【こども家庭課】
16

17 ○家庭教育について学ぶ機会となる「ながさきファミリープログラム」の活用を
18 推進し、保護者等に共食や望ましい食習慣・生活習慣について啓発します。
19 (再掲) 【生涯学習課】
20

21 ○地域における講習会等を通して、幅広い世代に対する望ましい食習慣等につい
22 ての理解を促進します。(再掲) 【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47

1
2

《数値目標》

目標項目	基礎値 (R1)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
栄養士により、食育の取組を専門的に実施している保育所・幼保連携型認定こども園の割合：％	76.8					80.0
食育担当者を配置して食育を推進している幼稚園の割合：％	77.5					80.0
小・中学生の朝食摂取率：％	98.4					100.0
食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合：％	88.1					91.0
大学生の朝食摂取率：％	－					72.0
成人の朝食摂取率：％	89.2					90.0
食育に関心をもっている県民の割合：％	69.9 (R2)	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合：％	42.7	46.5	50.0	53.5	57.0	60.0
野菜摂取を心がける人の割合：％	86.3	88.1	89.9	91.7	93.5	95.0

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

第3節

食に関する理解を深めるための食育

健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法など、食品に対する基礎的な知識を持って行動することが重要となります。

さまざまな種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになった現在、食に関する正確な知識や判断力を備えるべき必要性はさらに高まっています。

また我が国では、食料の供給を海外に大きく依存している一方で、まだ食べられる食品が大量に廃棄される食品ロスの問題があります。

最近では、地震や大雨などの災害に備えて、食料品の備蓄も進んでいます。

食品の選び方や適切な調理・保管の方法など、一人ひとりが食品に関する認識を深め、行動することができるよう取組を進めます。

1. 食の安全・安心に関する理解促進

(1) 正しい情報の提供とリスクコミュニケーションの推進

○特に食肉の安全・安心に関して、消費者、関連事業者及び行政間の相互理解を促進するため、食肉衛生検査所等で情報及び意見の交換を行い、情報を共有します。【生活衛生課】

○消費者、食品関連事業者及び行政間の相互理解を促進するため、情報及び意見の交換を行い、食品の安全・安心に関する情報を共有します。【食品安全・消費生活課】

○食品の安全性に関する様々な情報を県民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて情報を発信します。【生活衛生課、食品安全・消費生活課】

2. 環境に配慮した食生活

(1) 食品廃棄物の発生抑制と食品リサイクル促進

○市町や関係団体、ボランティア等と連携して、家庭における食品廃棄物の減量化や再生利用等に関する活動の普及を図ります。【資源循環推進課】

○食品業者等からのエコフィード（食品残さ等飼料）発生情報を、畜産業者へ提供し、再資源化を促進します。【畜産課】

1 3. 災害時に備えた食育

2
3 (1) 平時における取組の普及

- 4
5 ○保育所・幼稚園・認定こども園等の災害時の食事提供の体制整備として「災害
6 時食事提供マニュアル」の策定を促進します。【こども未来課】
7
8 ○食品ロス削減にも配慮した非常時にも対応できる食に関する知識の普及を図
9 ります。【食品安全・消費生活課】
10
11 ○各家庭で主食と主菜も組み合わせた災害時用備蓄食料品の備蓄を推奨します。
12 【福祉保健課】
13
14 ○給食施設指導を通じ、非常食の備蓄状況の把握及び非常時用献立を含む非常災
15 害時食事提供マニュアルの作成に向けて支援を行います。【国保・健康増進課】
16
17
18

19 《数値目標》

目標項目		基礎値 (R1)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
食品の安全性に 関する意見交換 会等の開催	回数：回	20 (H28-R1 平均)	20 以上	20 以上	20 以上	20 以上	20 以上
	出席者 数：人	923 (H28-R1 平均)	950 以上	950 以上	950 以上	950 以上	950 以上

20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

第4節

長崎県の特徴ある食文化の継承

郷土料理は、各地域の産物を活用して、風土にあった料理として生み出され、食されてきました。海と山に囲まれ、離島も多く有し、自然に恵まれた本県には地域ごとに豊かな食材があります。

また、鎖国時代、西洋に開かれたわが国唯一の窓口として、古くから数多くの海外文化とともに、様々な食材がもたらされ、各地域に伝統的な食文化が残されています。

地産地消の取組は、食や農林水産業について関心を持つきっかけとなるだけでなく、地域の特産品、郷土料理等に触れることで、地域への愛着が増し、次の世代に伝えつないでいくことが期待されます。

1. 郷土料理や地産地消への関心

(1) 学校での教科や給食を通じた普及

- 魚食料理の調理実習等、関係団体と連携して県産水産物の学校給食への利用を促進します。【水産加工流通課】
- 教科等や給食の時間における食に関する指導を通して、郷土料理や地産地消への関心を高めます。【義務教育課】
- 学校給食に地場産物を使用し、新鮮な食材の確保や、郷土料理のメニューを取り入れながら、児童生徒の郷土に対する愛着や理解を深めます。【体育保健課】

(2) 地域における伝承や体験を通じた普及

- 市町や関係団体等と連携し、食育ボランティアの活動等を通じて、県産食品や郷土料理を普及します。【食品安全・消費生活課】
- 関係団体が実施する調理実習や農林漁業体験などを活用して、対象者に応じ、広く食に関する情報を提供します。【水産経営課、水産加工流通課、農山村対策室、畜産課】

(3) イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及

- 生産者と消費者が交流する各種イベントや飲食店に対する取組等を通して、県産食品のPRや利用を促進します。【物産ブランド推進課】
- 県産品愛用推進協力店等と連携し、農林水産物等の県産食品や郷土料理の普及啓発に努めます。【物産ブランド推進課、水産加工流通課、農山村対策室】

1 ○関係機関と連携し、各種イベントを通して、長崎の農林水産物のPR、生産者
2 と消費者との交流などを行い、地産地消や県産品愛用の促進を図ります。

3 【水産加工流通課、農山村対策室、農産加工流通課、林政課】


4
5 ○関係団体等が主催するイベントや体験活動、研修会等を活用して、農林水産物
6 や郷土料理についての情報提供を行います。【水産加工流通課、農山村対策室】

7
8
9
10 《数値目標》

目標項目	基礎値 (R1)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
学校給食における「地場産物使用推進ウィーク」の県産品使用割合（重量比）：％ ※11月と2月のそれぞれ5日間において調査	72.7	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0
まるごと長崎県給食の実施：市町	21	21	21	21	21	21
県内3魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数（魚食普及）：人	3,400 (H28-R1 平均)	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
アグリビジネス売上額（農産物直売所、農泊、四季畑）（地産地消）：億円	119.8 (H30)	122.3	123.6	124.8	126.1	127.3

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



第5章

県民運動としての推進

第1節

食育推進の基盤強化

食育を県民運動として展開するためには、県民一人ひとりが食育について認識し推進することが重要です。

そのため、長崎県食育推進県民会議の開催や県内各地域で食育活動を推進している市町や食育活動団体等と連携し、多様な関係者と協働した取組を推進します。

1. 推進体制

- 健康・栄養関係者、教育関係者、消費者団体、生産者・事業者団体、学校給食関係者、地域活動団体、学識経験者、行政等で構成する長崎県食育推進県民会議により、食育の推進に関する重要事項について審議します。また、関係者間のネットワークを活用し、食育を県民運動として推進します。

【食品安全・消費生活課】

- 本推進計画に基づく食育に関する施策を効果的かつ計画的に推進するため、庁内関係部局で構成する長崎県食育推進会議により、施策の進捗状況や成果を評価、検証していきます。

【食品安全・消費生活課】

2. 市町や関係機関及び団体等との連携

- 県産品愛用推進協力店における県産品愛用を推進し、直売所や加工グループ等との連携により地産地消を推進します。

【物産ブランド推進課、水産加工流通課、農山村対策室】

- 各市町食育推進計画が円滑に推進されるよう、情報交換及び意見交換のための県・市町食育推進スクラム会議を開催し、共通課題の解決等を図りながら、地域における食育を推進します。

【食品安全・消費生活課】

- 市町や関係機関、健康づくり応援の店等と連携して健康的な食事の推進を図ります。

【国保・健康増進課】

第2節

人材の育成と関係機関等への支援

食の大切さをより効果的・効率的に広く県内に普及するためには、関係者のスキルアップが不可欠となるため、各地域で活動する食育関係者やボランティアなどの養成、資質の向上、情報提供等を行います。

また、模範的で社会貢献度が高い取組をする団体や個人を表彰により奨励します。

1. 食育担当者のスキルアップ支援

- 保育所・幼稚園・認定こども園等の食育担当者を対象にした研修会の開催や情報提供により、各施設における食育の推進を支援します。【こども未来課】
- 学校栄養職員（栄養士）を対象に認定講習会を開催し、食に関する指導の中心的な役割を持つ栄養教諭の免許取得を促進し、学校における食育を推進します。【教職員課】
- 栄養教諭等に対する研修会の実施により、食育に関する実践的指導力の向上を支援します。【義務教育課】
- 学校給食研修会及び健康課題研修会等を開催することにより関係職員の知識を深め資質向上に努めます。【体育保健課】
- 研修会等により市町栄養士、給食施設従事者、歯科衛生士等の専門的知識を有する者の資質の向上を図り、地域における食育の充実を支援します。【国保・健康増進課】

2. 食育を推進するボランティア活動への支援

- 食育の推進に取り組むNPO・ボランティアに対して、相談・助言・情報提供等を行います。【県民生活環境課】
- 長崎県食育ボランティアの登録推進、活動状況の把握、情報提供等により、県民に密接した活動を行う人材の活用を推進します。【食品安全・消費生活課】
- 食育推進活動表彰（県知事表彰）により、個人や団体の取組を奨励します。【食品安全・消費生活課】
- 食生活改善推進員の養成・資質向上を市町と連携して行い、食育活動を支援します。【国保・健康増進課】

1 ○地域で活動する生活研究グループに対し情報提供などの支援を行います。
2 【農業経営課】

3
4 ○食に関する講座やボランティア養成講座等、生涯学習に関する情報を県民に効
5 果的に提供し、学びやすい環境を整備します。 【生涯学習課】

6
7
8
9 3. 関係機関等への支援

10 ○各施設への訪問、研修会の開催、情報提供等により保育所・幼稚園・認定こど
11 も園での食育の取組を支援します。 【こども未来課】

12
13 ○栄養教諭の配置拡大等により、学校における食育の取組を支援します。
14 【義務教育課】

15
16 ○教職員を対象とした研修会の開催や体験学習の充実等により、食に対する知識
17 を深め学校での食育の取組を支援します。 【高校教育課、体育保健課】

18
19 ○特別支援学校において、児童生徒の障害の特性や発達段階に応じた、食に関す
20 る体験活動等の実施を支援します。 【特別支援教育課】

21
22 ○長崎県産の地場産物の学校給食への利用促進を図り、県内産物のみを使用した
23 「県内まるごと長崎県給食」を実施します。 【体育保健課】

24
25 ○地域において郷土料理の普及や地産地消の活動をしている直売所、団体等への
26 情報提供や研修を通じ、その取組を支援します。
27 【水産加工流通課、農山村対策室】

28
29
30
31
32 《数値目標》

目標項目	基礎値 (R1)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
食育研修会への参加保育 所・幼保連携型認定こども園 の割合：％	95.6					100.0
学校給食研修会等の 満足度：％	99.6	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
給食栄養管理者・調理員等 研修会の満足度：％	97.6	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
食育担当者・ボランティア等 の研修会参加者数：人	955	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第3節 県民への情報提供の充実

食の大切さを広く県内に普及するためには、正しい情報の提供とその共有が不可欠となります。県民が知識を習得することで食への興味を持ち、正しい判断ができるよう、様々な手段や機会を活用し、効果的な情報提供を行います。

1. 多様な媒体を活用した情報提供

- ホームページや情報誌等を通じて、健康づくり、農業体験及び漁業体験、郷土料理及び地産地消、食の安全・安心等に関する情報を発信します。
【生活衛生課、食品安全・消費生活課、国保・健康増進課、水産加工流通課、農山村対策室】
- 食育関連情報の総合的な窓口として食育ホームページを充実させ、SNSや情報誌等により情報を発信します。
【食品安全・消費生活課】

2. 様々な場面での情報提供

- 妊産婦や乳幼児期の保護者、児童生徒、学生等、各対象に応じて資料の配布等により食育に関する情報を提供します。
【学事振興課、食品安全・消費生活課、こども家庭課、義務教育課、高校教育課】
- アンケートを実施し、県民の食育に関する意識や食に関する現状を把握するとともに、結果をふまえた情報提供に努めます。
【食品安全・消費生活課】
- 地域関係者や教育関係者を対象とした研修会等において、家庭への食育の推進を図ります。
【食品安全・消費生活課、生涯学習課】

《数値目標》

目標項目	基礎値 (R1)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
「びわ太郎食育通信」の発行回数（回／年）	4	4	4	4	4	4